

7. 平成30年度公募内容等に関するQ & A集

この“Q & A集”の説明は可能な限り簡単に作成しております。

ついては、一部例外的な内容には対応ができていない可能性もありますので、疑問点等が生じた場合には、必ず公募要領等の関係書類を確認し、必要に応じて研究推進課や各部局の科研費担当者に確認をとってください。

また、科研費FAQ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/faq/1306984.htm)、科研費改革関連FAQ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm) も併せてご参照ください。

♪♪ 公募要領関係 ♪♪

Q1 「応募総額」とは、平成30年度に応募額のことですか。

A 公募要領に記載されている「応募総額」とは、各々の研究計画の研究期間全体で必要とする研究経費（直接経費）の合計額のことを指します。間接経費は含みません。

例えば、基盤研究に3年間の研究計画で応募しようとするとき、初年度の研究経費が400万円、2年目の研究経費が900万円、3年目の研究経費が600万円で応募する場合の応募総額は、1,900万円ということになりますので、応募総額が500万円以上2,000万円以下の「基盤研究(B)」として応募することとなります。

Q2 応募額の合計（いわゆる「応募総額」）が、2,000万円の場合、基盤研究(A)と基盤研究(B)のどちらに応募すればよいのかわかりません。

A どちらでも結構です。この場合、応募いただいた研究種目で審査されます。

但し、2,000万円を1千円でも超える場合には、基盤研究(A)として応募してください。

Q3 平成30年度公募から、「若手研究(A・B)」はどのように見直されるのでしょうか。

A 平成30年度公募から主に以下のような変更点がありますので、御留意ください。

- 「若手研究(A)」の新規公募を停止。
- 「若手研究(B)」を「若手研究」に変更。
- 「若手研究」の対象について、「39歳以下の研究者」から「博士の学位取得後8年未満の研究者」に変更。

平成30年度公募における「若手研究」応募の可否

	39歳以下の研究者	40歳以上の研究者
博士の学位未取得者	○(3年程度の経過措置期間)	×(注1)
博士の学位取得後8年未満	○	○
博士の学位取得後8年以上	×(注2)	×(注2)

(注1) 応募時に博士の学位を取得しておらず、平成30年4月1日までに博士の学位を取得する見込の者は応募可能。ただし、博士の学位を取得できなかった場合には、採択されても交付申請を辞退。

(注2) 博士の学位取得後に取得した育児休業等（産前・産後の休暇、育児休業）の期間を考慮すると、博士の学位取得後8年未満となる者は応募可能。

Q 4 「若手研究」に応募を希望する研究者（以下、「応募希望者」という）が博士の学位の取得見込みの場合、研究者が何かする必要はありますか。

A 証明書等の提出は義務付けられておりませんが、部局担当者から口頭確認等をする場合があります。その際は情報提供にご協力をお願いします。

Q 5 「若手研究」に応募を希望する研究者（以下、「応募希望者」という）が博士の学位の取得後、研究機関に所属していない時期に出産や育児等を行っていた場合には、どのような手続きが必要でしょうか。

A 文部科学省から特段、証明書等の提出は義務付けられておりませんが、年度間違いを予防するため、本学の人事担当で情報が不在の場合、子の誕生日や育児休業期間について確認を取る場合があります。その際はご協力をお願いします。

Q 6 平成30年度が「研究計画最終年度」にあたる若手研究（A）から平成30年度公募において、「研究計画最終年度前年度の応募」により、基盤研究（A）に応募することは可能でしょうか。

A 可能です。平成22年度公募から、若手研究のうち研究期間が4年以上の研究課題については、「研究計画最終年度前年度の応募」を可能としました。なお、「研究計画最終年度前年度の応募」により、若手研究（A・B）から新たに応募することのできる研究種目は、「基盤研究」のみとなります。

また、平成30年度公募より若手研究（A・B）の研究課題のうち、研究期間が3年の研究課題についても基盤研究（S・A・B）（応募区分「特設分野研究」を除く。）に限り、「研究計画最終年度前年度の応募」ができることとなりました。

Q 7 現在まで、若手研究（B）の採択を2回受けているのですが、平成30年度公募で若手研究に応募することは可能でしょうか。

A できません。

同一研究者の受給回数制限は、平成29年度公募までに「若手研究（S・A・B）」を受給した回数を含めて2回までとなっています。

なお、平成22年度公募から、若手研究（S・A・B）を通じた受給回数の制限を導入することとし、若手研究（S・A・B）を通じて、2回までに限り科研費を受給することができるとしました。

ただし、平成25年度公募までの間は、平成22年度公募時に若手研究の受給回数が2回以上の場合であっても、年齢制限の範囲内であれば、若手研究（S・A・B）のいずれかの研究種目を1回受けることができるという経過措置を設けていました。

当該経過措置は、平成25年度で終了したため、平成26年度以前に2回以上受給している研究者は、今後、若手研究には応募できません。

Q 8 「重複応募の制限」について、どのような点に注意すればよいでしょうか。

A まず、公募要領を熟読し、正しい理解のもとに応募いただくことが重要です。

なお、平成30年度公募要領（文部科学省21頁～26頁、日本学術振興会21～30頁）では、重複制限の設定に当たっての基本的考え方や重複応募の制限の類型、受給制限のルール等についての詳細な説明を記載しておりますので、ご参照ください。

《重複応募の制限に抵触する例の一部》

例1：新学術領域研究（研究領域提案型）において、計画研究の研究分担者として応募を行った者が、別の領域の計画研究に研究分担者として応募したケース。

例2：基盤研究（B）（一般）において、平成27年度～平成30年度の内約を受けている研究代表者が、基盤研究（A）（一般）で新規に応募したケース。

Q9 新学術領域研究（研究領域提案型）で、公募研究をすでに1件受給している研究代表者は、公募研究へ何件の応募が認められますか。

A 公募研究は異なる研究領域において2件まで受給することが可能です。すでに1件受給している研究代表者については、採択されている領域“以外”の公募研究への応募が1件のみ認められます。

Q10 新学術領域研究（研究領域提案型）で、計画研究をすでに受給している研究代表者は、公募研究に応募することはできますか。

A 計画研究をすでに受給している研究代表者は、公募研究に応募することはできません。

Q11 平成25年度公募から、新学術領域研究（研究領域提案型）で、計画研究代表者と基盤研究（S）の研究代表者及び、計画研究代表者・公募研究代表者と特別推進研究の研究分担者の重複制限の見直しがされ、重複応募・受給が可能となりましたが、領域代表者の重複応募・受給の制限も変わったのですか。

A 領域代表者については、円滑な領域運営を期する観点から、重複応募・受給の制限に変更はありません。

Q12 新学術領域研究（研究領域提案型）で、“3年目の計画研究の応募”については実施されるのでしょうか。

A 平成28年度の公募より、3年目の中間評価の結果、審査が必要と判断された「計画研究」の応募・審査を廃止しました。

中間評価の結果、当初の目的の達成が困難であったり、大幅な計画の修正、または計画研究の廃止等が必要であると判断された場合は、原則として、中間評価報告書の修正等を求めるなど、再評価を行うスキームに変更しました。

Q13 平成30年度公募より新学術領域研究（研究領域提案型）の総括班の中で、国際活動支援が実施できるようになりましたが、必ず実施しなければならないのでしょうか。

A 国際活動支援の実施は任意ですが、従前の「国際活動支援班」と同様、総括班に「国際活動支援」を実施しない場合は、領域計画書に「国際活動支援」を実施する必要がない理由等の記述が必要です。なお、国際活動支援班の概要は以下（※）のとおりですので、応募領域における必要性を判断してください。

※研究領域の国際展開を進める上で最適な方針の策定（現在行われている国際的研究の発掘による領域の強化、新たな国際ネットワークの開拓等）、国際的な動向分析、支援活動（国際共同研究の推進や海外ネットワークの形成（国際的に評価の高い海外研究者の招聘やポストドクターの相互派遣等））を行う組織

Q14 国際活動支援の予算金額に上限はあるのでしょうか。

国際活動支援としての上限はなく、総括経費に含めて計上してください。なお、国際活動支援班の経費は科学研究費補助金により交付します。

Q15 基盤研究の（一般）で応募しようと思いますが、「審査区分表」の中からどの区分を選択すればよいのかわかりません。

A 平成30年度公募より「系・分野・分科・細目表」が廃止され、「審査区分表」（以下、「区分表」）より応募種目で指定された大・中・小区分のいずれかを選択することとなりました。応募者が実施しようとする研究計画の内容に照らし、適切なものを選ぶこととなります。

なお、全ての細目に、その内容等を理解し易くするための内容の例が示されていますので、選択する際、参照してください。

また、新学術領域研究、特設分野研究、挑戦的研究の特設審査領域は別途審査区分が設定されていますので公募要領を十分に確認して選択してください。

Q16 平成26年度公募から基盤研究（B）及び基盤研究（C）に新たに設けられた審査区分「特設分野研究」の特設分野とは、どのような分野のことでしょうか。

A 特設分野は、審査希望分野の分類表である「審査区分表」（別表を含む）とは別に平成26年度より新たに設けられた審査区分であり、最新の学術動向等を踏まえて、新しい学術の芽を出そうとする試みを中心に、日本学術振興会の学術システム研究センターが候補分野を提案し、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において設定される分野です。

平成30年度は、平成28年度に設定された「グローバル・スタディーズ」、「人工物システムの強化」、「複雑系疾病論」、平成29年度に設定された「オラリティと社会」、「次世代の農資源利用」、「情報社会におけるトラスト」のみ応募可能です。

なお、平成30年度の新規分野の設定はありません。

Q17 審査区分「特設分野研究」の特徴はどのようなものでしょうか。

A 「特設分野研究」は、基盤研究（B・C）に設けられた審査区分で、基盤研究（A・B・C）（審査区分「一般」及び「海外学術調査」）等の他の研究種目（又は審査区分）と重複応募・受給が可能です。また、審査は書面審査と合議審査を同一の審査委員が担当し、あらかじめ定めた採択予定件数（分野毎に基盤研究（B）、基盤研究（C）合わせて30件以内）に基づいて採択課題を決定します。平成27年度より採択された「特設分野研究」は基盤研究（B）、基盤研究（C）共に全て学術研究助成基金助成金です。

なお、応募件数が多数の場合、書面審査では、「応募情報（Web入力項目）」と「研究計画調書（概要版）」、「本特設分野研究への応募理由」、「主な研究業績」のみで審査を行うことがあります。

また、採択者を対象に研究代表者交流会を開催する予定です。

Q18 平成26年度公募から、日本学術振興会特別研究員（以下、「特別研究員」）（SPD・PD・RPD）が特別研究員奨励費以外の一部研究種目に応募できるようになったとのことですが、特別研究員（DC）や外国人特別研究員は応募できないのですか。

A 特別研究員（DC）と外国人特別研究員は特別研究員奨励費以外の研究種目には応募できません。

特別研究員-（DC）は研究協力者としての立場であれば参加することが可能です。

Q19 特別研究員（SPD・PD・RPD）が特別研究員奨励費以外の科研費種目に採択された場合、間接経費は交付されるのでしょうか。

A 特別研究員（SPD・PD・RPD）が特別研究員奨励費以外の間接経費が交付される研究種目に採択された場合には、当該特別研究員に対して間接経費が交付されます。なお、当該特別研究員は、間接経費を研究従事機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関に対して譲渡することになります。

Q20 特別研究員（SPD・PD・RPD）に必ず科研費応募資格を付与しなければなりませんか。

A 平成26年度以前採用の特別研究員（SPD・PD・RPD）については、必ずしも科研費応募資格を付与する必要はありませんが、希望者には応募資格を満たすことができるよう、関係規程等の整備を含め、ご対応をお願いします。

平成27年度以降採用の特別研究員（SPD・PD・RPD）については、特別研究員制度として科研費応募資格の付与が義務づけられているため、本人から特別研究員奨励費以外で応募可能な科研費の一部研究種目への応募の希望があった場合には、科研費応募資格を付与することとしています。

Q21 特別研究員に科研費の応募資格を与えるために、身分を与えることは必須でしょうか。

A 各研究機関の規定等により科研費応募資格を付与できる場合には、必ずしも何らかの身分を与える必要はありません。

Q22 平成29年度公募から設けられた研究種目「挑戦的研究」の特徴はどのようなものでしょうか（挑戦的萌芽研究とどうちがうのでしょうか）

A 「挑戦的研究」は、従来の挑戦的萌芽研究を発展的に改組したもので、応募金額が500万円以上2,000万円以下、研究期間3～6年の（開拓）と、応募金額が500万円以下の、研究期間2～3年の（萌芽）に分かれています。（開拓は科学研究費補助金、萌芽は学術研究助成基金助成金）。いずれも学術の体系や方向を大きく変革・転換させる潜在性を有する研究計画（（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画を含む）が支援の対象です。

また、本種目の趣旨に則った挑戦的な研究課題を選定するため、中区分で審査し、かつ書面審査と合議審査を同一の審査委員が行う総合審査を実施することもこの研究種目の特徴です。

Q23 「挑戦的研究」の設定により、平成28年度以前に採択された挑戦的萌芽研究の継続課題に何か影響があるのでしょうか。

A ありません。なお、挑戦的萌芽研究の継続課題がある方は挑戦的研究に応募できません。

Q24 「挑戦的研究」に「特設審査分野」が設定されたが、どのようなものか。基盤研究（B・C）における「特設分野」と何が違うのか。

A 「特設審査領域」は、とりわけ学術的要請の高いと思われる領域の研究に対して時宜を得た学術の振興を行うことを目的として、挑戦的研究の枠組の下、必要に応じて審査区分表とは別に時限設定される審査対象領域であり、平成30年度公募では「高度科学技術社会の新局面」と「超高齢社会研究」の2つの特設審査領域を設定しています。

※ 応募総額、研究期間、重複制限は「挑戦的研究」と同様、特設審査領域の採択者を対象とした「研究代表者交流会」を開催予定

♪♪ 研究計画調書関係 ♪♪

Q25 「研究計画・方法」欄等において強調したい部分をカラー印字にし、図表をカラーで挿入したいのですが、構いませんか。

A 構いません。

ただし、公募要領に記載のとおり全ての種目でモノクロ（グレースケール）印刷の上で審査に付されるため、カラー部分が不鮮明になりますのでご注意ください。

Q26 記入欄が不足する場合には、余白を狭くしたり用紙を追加したりして記入してもよいのでしょうか。

A 各種目とも、研究計画調書作成・記入要領の冒頭にあるとおり、所定の様式の改変は認められませんので注意してください。例えば、ホームページからダウンロードされた様式に研究計画等を書き込んでいく際、概要欄の枠内に収まらないため余白のサイズを変更させてしまう、記入する内容によっては枠が次の頁までずれ込んでしまうようなケースが考えられますが、これは認められません。また、パソコンの設定により、指定された余白とズレが生じてしまう可能性がありますので、上20mm、下20mm、左25mm、右25mmになっているかを確認してから作成してください。応募者の判断で、欄を増やしたり、減らしたりすることもできません。なお、新学術領域研究（研究領域提案型）、特別推進研究及び基盤研究（S）等の一部の項目において、頁の追加ができる場合がありますので、作成・記入要領で確認してください。

Q27 ホームページから研究計画調書（応募内容ファイル）の様式をダウンロードしようとしたのですが、罫線のずれや、一部に文字化けがあります。どうしたらよいですか。

A 各様式は、お使いの個々の動作環境によって、余白のずれや改行、または文字化け等の不具合が発生する場合がありますが、個々の動作環境にかかるお問い合わせには応じかねますので、お手数ですが、ホームページに掲載しているPDF版を（正規ソフトにより）参照し、適宜修正を施してご使用ください。

Q28 研究機関の担当者が、研究計画調書を電子申請システムで承認処理し、提出（送信）した後に一部誤りに気づきました。差し替えを行いたいのですが、どうすればよいですか。

A 研究機関の担当者が承認処理をし、文部科学省又は日本学術振興会に研究計画調書等を提出（送信）した後に差し替え等を行うことは一切できません。提出（送信）いただく前に十分確認いただくようお願いします。

♪♪ 電子申請システム関係 ♪♪

※平成25年1月にe-Radが新システムに移行したことに伴い、所属研究機関担当者（事務代表者）用及び部局担当者（事務担当者）用の「e-Rad電子証明書」が不要となりました。

Q29 応募者が、e-Rad上から直接「ID・パスワード」を取得することは可能でしょうか。

A 応募者は、e-Rad上から直接「ID・パスワード」を取得することはできません。所属研究機関担当者（事務代表者）へ依頼し、「ID・パスワード」を取得してください。

Q30 応募者が公募情報を所属研究機関に送信した後で、内容を修正することはできますか。

A 提出期限の前でかつ所属研究機関の担当者が当該課題を承認し提出（送信）する前であれば、修正することはできます。ただし、応募者が送信した研究計画調書は、所属研究機関担当者が「電子申請システム」により一度「却下」しなければ修正はできませんので、**修正する際は、部局担当者に連絡してください。**（科研電子申請システムの事務分担でない部局及び部局承認後の修正希望の場合は、部局担当者より研究推進課へ連絡してください。）

Q31 「研究組織入力」について、研究協力者は入力しないのですか。

A 入力しません。研究協力者を記載する場合は、応募内容ファイルの「研究目的・研究方法など」欄等に記載してください。

Q32 応募情報入力について、入力途中で応募する研究種目を変える場合は、最初から入れ直すのですか。

A 応募情報入力途中で応募する研究種目を変更する場合は、最初から応募情報を入れ直すことになります。応募情報の状態によっては、重複応募のエラーになることがありますので、その場合は応募しない研究種目の応募情報を削除してください。

Q33 応募情報入力の際、化学式や数式等の特殊文字は利用できますか。

A できません。JISの第1水準、第2水準で表現してください。外字等の特殊文字は、文字化け等により正しく表示できない可能性があるので、使用しないでください。

Q34 新たな研究計画調書の「1. 研究目的、研究方法など」欄に記載されている、『研究課題の核心をなす学術的「問い」』はどのような意味か。

A 当該研究課題を遂行することによって、学術的に解明したい謎（知りたいこと）や、学術的に解決したい課題を指します。この箇所は、応募者がそれらを審査員に明確に示してもらいたいという意図から設定しています。

なお、その記述は、研究分野、研究態様、研究段階等により多様だと考えられますので、応募者の判断・裁量で記入してください。

♪♪ 研究倫理教育関係 ♪♪

Q35 平成29年度と平成30年度の科研費で求められている研究倫理教育の受講等について、異なる点がありますか？

A 平成30年度の科研費においては、平成29年度の科研費と同様に、これまでに研究倫理教育の受講を行っていない場合、「交付申請前まで」に受講等を行っていただく必要があります。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をされた方は、「交付申請前まで」に研究倫理教育を受講したとみなしていいのかという点についてはQ37をご覧ください。

Q36 研究倫理教育の受講等にはどのような方法があるのでしょうか？

A ①自ら研究倫理教育に関する教材（通称 Green Book：科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理e-ラーニングコース（e-Learning Course On Research Ethics [eL CoRE]、CITIJapan e-ラーニングプログラム等）の通読・履修をすること、または、②「研究活動に

おける不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることとしています。

なお、本学では平成29年9月現在、C I T I J a p a n e-ラーニングプログラムを教材として使用しています。

Q37 過去に研究倫理教育の受講等をしている場合、「交付申請前まで」に研究倫理教育を受講したとみなしていいのでしょうか？

A 過去に受講等をしたものを全く認めないものではありませんが、日本学術会議 回答「科学研究における健全性の向上について」(平成27年3月6日)で示している「研究倫理教育に関する参照基準」(以下、「参照基準」とする。)に適合する必要があります。また、「参照基準」に適合しているか否かの判断は研究機関が行うこととなっておりますので、研究機関の担当部門によく確認をしてください。

なお、本学では過去にC I T I J a p a n e-ラーニングプログラムを受講している場合、受講した年度も含め5ヶ年度は有効としており、平成29年度採用者等未受講者のみ今年度の受講対象となっております。

Q38 平成30年度科研費の採否がわかる前に研究倫理教育の受講等をしなくてはならないのでしょうか？

A 文部科学省並びに学術振興会からは、採否の結果が通知されてから受講等をして構いませんが、採否結果の通知から交付申請の締切までの期間が短いため、余裕をもって受講等をするよう努めてくださいとの案内になっております。

本学では、平成29年9月29日(金)までに必須コースを修了することとなっています。

Q39 研究倫理教育の受講等をした研究機関と平成30年度科研費の交付申請を行う研究機関が異動等により異なる場合、再度研究倫理教育を受講しなければならないのでしょうか？

A 異動元の研究機関で受講等をした研究倫理教育が「参照基準」に適合するものであると異動先の研究機関で確認されれば、再度受講等をする必要はありません。異動元の研究機関において研究倫理教育の受講等をしていることを異動先の研究機関に申し出た上で、異動先の研究機関の研究倫理教育の受講等の方針に従ってください。

なお、本学では、他機関で受講済みの場合はその内容を確認の上、再受講の要否についてご案内しておりますので、各部局の研究倫理教育の担当者を通して、研究推進課研究推進担当までご相談ください。